

エネルギー供給に係る地球温暖化対策等 計画書・協定制度(骨子素案)

1 目的

エネルギー供給者側から温暖化対策や自然エネルギーの普及・供給拡大を促進
エネルギー供給情報の県民への提供

2 内容

既存の計画書制度のスキームを活かしつつ、協定制度を新たに加えることにより、幅広くエネルギー供給側からの温暖化対策等を促進する。

区 分	計画書制度	協定制度
内 容	対象事業者は、最大3カ年の、電力供給者側からの温暖化対策等の促進に係る計画書を作成	県は、エネルギー供給に係る事業者団体と、エネルギー供給側からの温暖化対策等の促進に係る協定を締結するよう努める。
	想定される計画内容 * 自然エネルギーの普及・供給拡大のために講じる措置 * 温暖化対策の促進のために講じる措置 * その他の事項	想定される協定内容 * 自然エネルギーの普及・供給拡大のために講じる措置 * 温暖化対策の促進のために講じる措置 * その他の事項
	計画書を提出した事業者は、取組実績等について、毎年度報告書を作成 事業者と県はそれぞれ計画書と報告書を公表	事業者団体と県はそれぞれ協定内容(報告内容なども含む。)を公表
対象者	県内に電力を供給している事業者	県内でエネルギーを供給する者を構成員とする県単位の事業者団体

(参考) 現行の再生可能エネルギー計画書制度

目的

再生可能エネルギー(電気)の供給拡大

対象者

県内に電気を供給している事業者

内容

- * 対象事業者は、単年度の、再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る計画書を作成
 - ・再生可能エネルギー(電気)供給量の割合の拡大に関する方針や目標
 - ・目標の達成に向けて講じる措置
 - ・その他
- * 計画書を提出した事業者は、取組実績等について、毎年度報告書を作成
- * 事業者と県はそれぞれ計画書と報告書を公表